

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年7月に「福島市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等の対策に関する「佐倉小学校いじめ防止基本方針」（令和5年10月一部改定）を定めるものとする。

「佐倉小学校いじめ防止基本方針」は、子どもたちの生命・身体を守り、子どもたちが健やかにたくましく成長することを願い、学校、家庭・地域を含めた社会全体が一丸となりいじめの防止等に向けて取り組むことができるよう策定するものである。「福島市いじめ防止等に関する条例」の第11条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を明確にし、総合的かつ効果的に推進していくものであり、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるようになることを目的とする。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめ防止対策の基本理念	2
2	いじめ防止定義	2
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの防止	2
	(2) いじめの早期発見	2
	(3) いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
	(1) いじめの防止	3
	(2) いじめの早期発見	3
	(3) いじめに対する措置	4
	(4) ネットのいじめへの対応	6
	(5) 学校のいじめ問題対応フロー図	7
	(6) いじめ解消の判断	8
3	その他の留意事項	
	(1) 組織的な指導体制	8
	(2) 校内研修の充実	8
	(3) 校務の効率化	8
	(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
	(5) 家庭や地域との連携	8
	(6) 関係機関との連携	8
4	重大事態にかかる内容	
	(1) 重大事態への対処	9
	(2) 重大事態対応の流れ	9
	(3) 重大事態へのフロー図	10
	(4) 学校主体による不登校重大事態の調査	11
5	いじめ対応年間計画	12
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	13

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの基本理念

- いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにする。
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(福島市いじめ防止等に関する条例第2条第1号)

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- 「いじめは現に起きている」という危機意識を持ち、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる子とを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめを受けた児童の苦痛を取り除くことを優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応し、解決を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

本校は、すでに設置してあり、かつ常時活動している「ゆたかさプロジェクト」をもって充てる。なお、いじめ発生時には、下記の構成員で緊急に開催する。

【構成員】

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 当該学級担任等

※ その他、校長が必要と認める者

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針の決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 「ふれあいタイム」の実施（縦割り班活動）
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 縦割り清掃活動の実施
- 児童会「あいさつ運動」の実施
- ボランティア活動の推進
- 児童による「さくらっ子集会」の企画・運営

② 教職員が主体となった活動

ア 児童の規範意識、所属感を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを行う。

- 児童一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 教職員相互の研究授業の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境作りに努めるとともに、定期的な教育相談機関を設け、児童に寄り添った相談体制づくりに努める。

- 教育相談アンケートの実施（6月・10月・2月）・・・要支援児童への教育相談
- 「あのねタイム」（教育相談）の実施（11月）

ウ 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育む。

- 教科や特別活動、「特別な教科 道徳」の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校だより・学級だより等を活用したいじめ防止活動の報告
- 授業参観、学校へ行こう週間の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

① いじめを受けた児童、いじめをした児童が発するサインを教職員及び保護者で共有する。

- 「児童が発する具体的なサイン」の共有、定期的な評価

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。（アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け）

レベル2：元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害

レベル4：自殺未遂，自殺

※ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年7月文部科学省）より

- ② 「あのねタイム」（教育相談週間）を設定し，全ての児童に対し計画的に実施する。
 - いじめの相談窓口（担任，生徒指導主事，養護教諭等）の周知
- ③ いじめの事実がないかどうかについて，全ての児童に定期的な教育相談アンケート調査を実施する。
- ④ ゆたかさプロジェクトにおいて，上記相談やアンケート結果の他，各学級担任等が把握しているいじめにつながる情報，配慮を要する児童に関する情報等を集約し，教職員間での共有を図る。
 - 入学，進級，進学時の情報の確実な引き継ぎ

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は，その時，その場で，いじめの行為をやめさせる。
 - いじめを受けている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先した措置をとる。
 - いじめの事実については，生徒指導主事及び管理職に速やかに報告する。
- ② 情報の共有
 - いじめの情報を受けた生徒指導主事等が，いじめを認知した場合には「ゆたかさプロジェクト」へ報告し，情報を共有する。
- ③ 事実関係についての調査
 - 速やかに「ゆたかさプロジェクト」を開催し，調査方針を決定する。
 - 児童の聞き取りにあたっては，「ゆたかさプロジェクト」の委員の他，児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
 - 必要に応じて，児童へのアンケート調査を行う。この調査により得られた結果については，いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には，市教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して指導を行う。
 - 解決を第一に考え，保護者及びその他の関係者との適時的で適切な情報の共有を図る。
 - 事実関係が把握された時点で，「ゆたかさプロジェクト」において，指導及び支援の方針を決定する。
 - 指導及び支援の方針の変更等が必要な場合は，随時「ゆたかさプロジェクト」で決定する。
 - 「ゆたかさプロジェクト」の委員や当該教職員，管理職等と連携して，組織的な対応に努める。
- ⑤ 指導及び支援を行うときの留意事項

【いじめを受けた児童とその保護者への支援】

<いじめを受けた児童への支援>

いじめを受けた児童の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめを受けた児童の立場」で継続的に支援を行う。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策についてともに考える
- 活動の場等を設定し，認め，励ます
- 温かい人間関係をつくる

<いじめを受けた児童の保護者への支援>

複数の教職員対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

【いじめをした児童への指導又はその保護者への支援】

<いじめをした児童への支援>

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめを受けた児童の苦痛に気づかせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合には、適切に懲戒を行う

<いじめをした児童の保護者への支援>

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明を行う。

- 児童やその保護者の心情に配慮する
- いじめをした児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- 学校で把握していない事実等がある場合には、適時報告を受ける

<保護者同士が対立する場合などへの支援>

教職員が間に入って関係調整が必要な場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が積極的に関わる
- 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

【いじめが起きた集団への働きかけ】

いじめを受けた児童・いじめをした児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- 勇気を持って「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

⑥ 関係機関との連携

- 校長は、いじめであると認識した場合は、速やか市教育委員会へ報告する。
- いじめを受けた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、いじ

めをした児童の保護者に対して出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。

- 転学，進学時の引き継ぎを確実にし、同じことが起きないように注意する。
- 生命や身体・財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

⑦ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

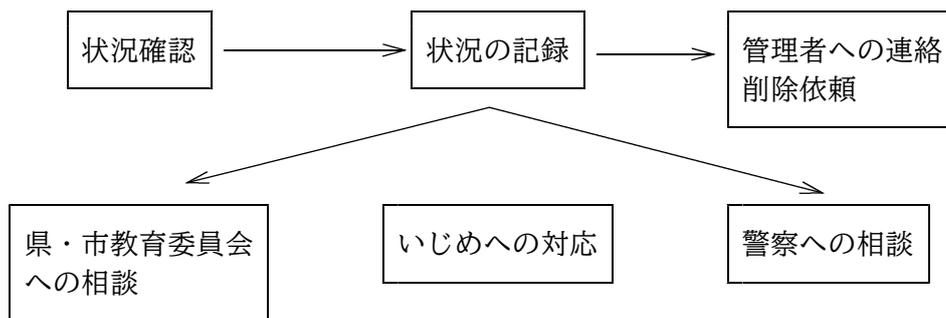
- 文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたる。

② ネットいじめの予防

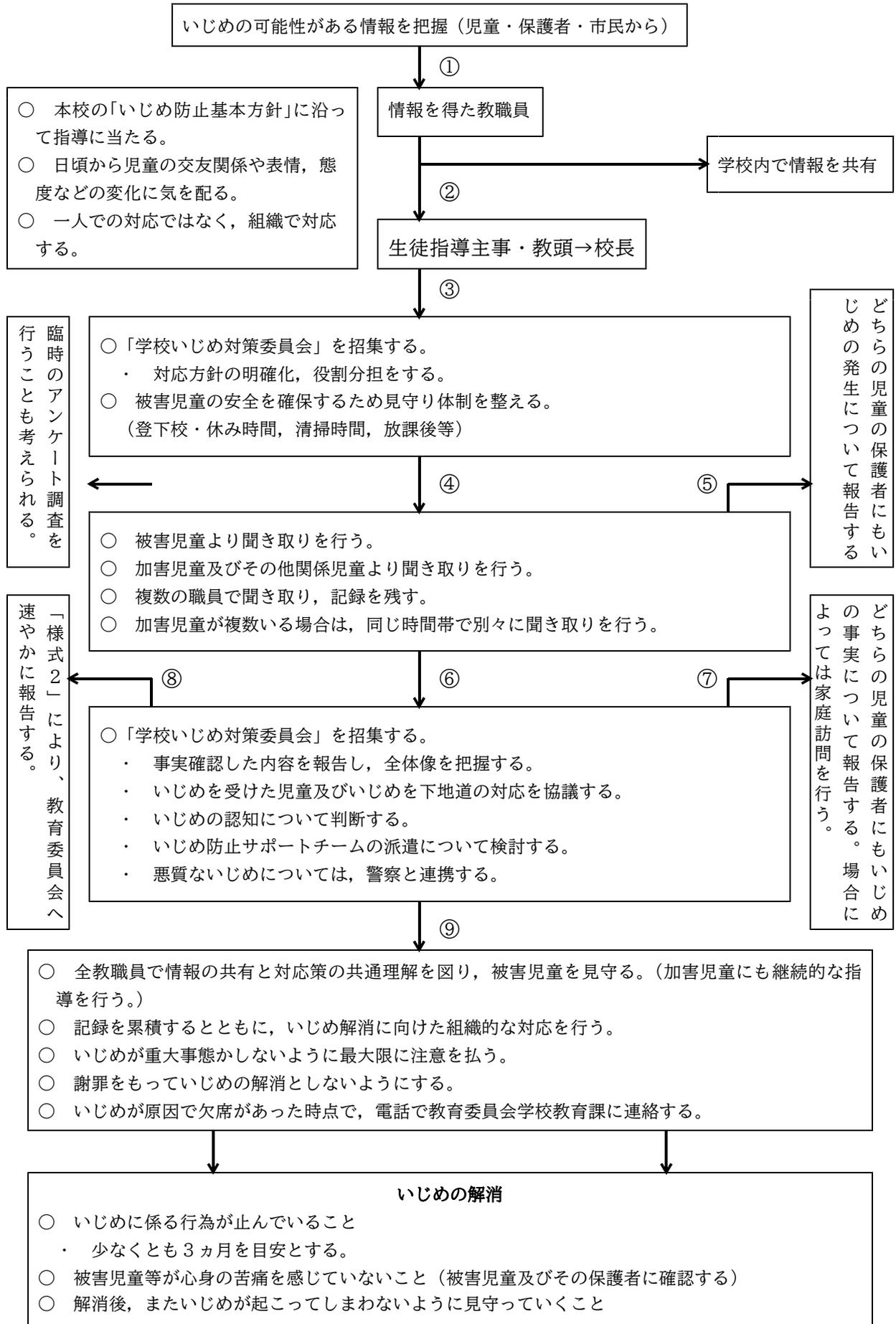
- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を行う。

③ ネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、又はネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見した時には、次の手順で対処する。



(5) 学校のいじめ問題対応フロー図



(6) いじめ解消の判断

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童の観察、心のケアを行う。

① いじめに係る行為が解消している

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていない

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するために「ゆたかさプロジェクト」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織として取り組む。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について全ての教職員で共通理解を図る。

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。校内研修で、「いじめ対応チェックシート」を毎回実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、一部の教職員に過重な負担がかからないように指導体制の整備を行う。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握、学校における取組状況を点検するとともに、「いじめの問題の取組についてのチェックポイント」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(5) 家庭や地域との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや学校評議員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応を図っていく。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ SSWの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭での児童の生活、環境の把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態にかかる内容

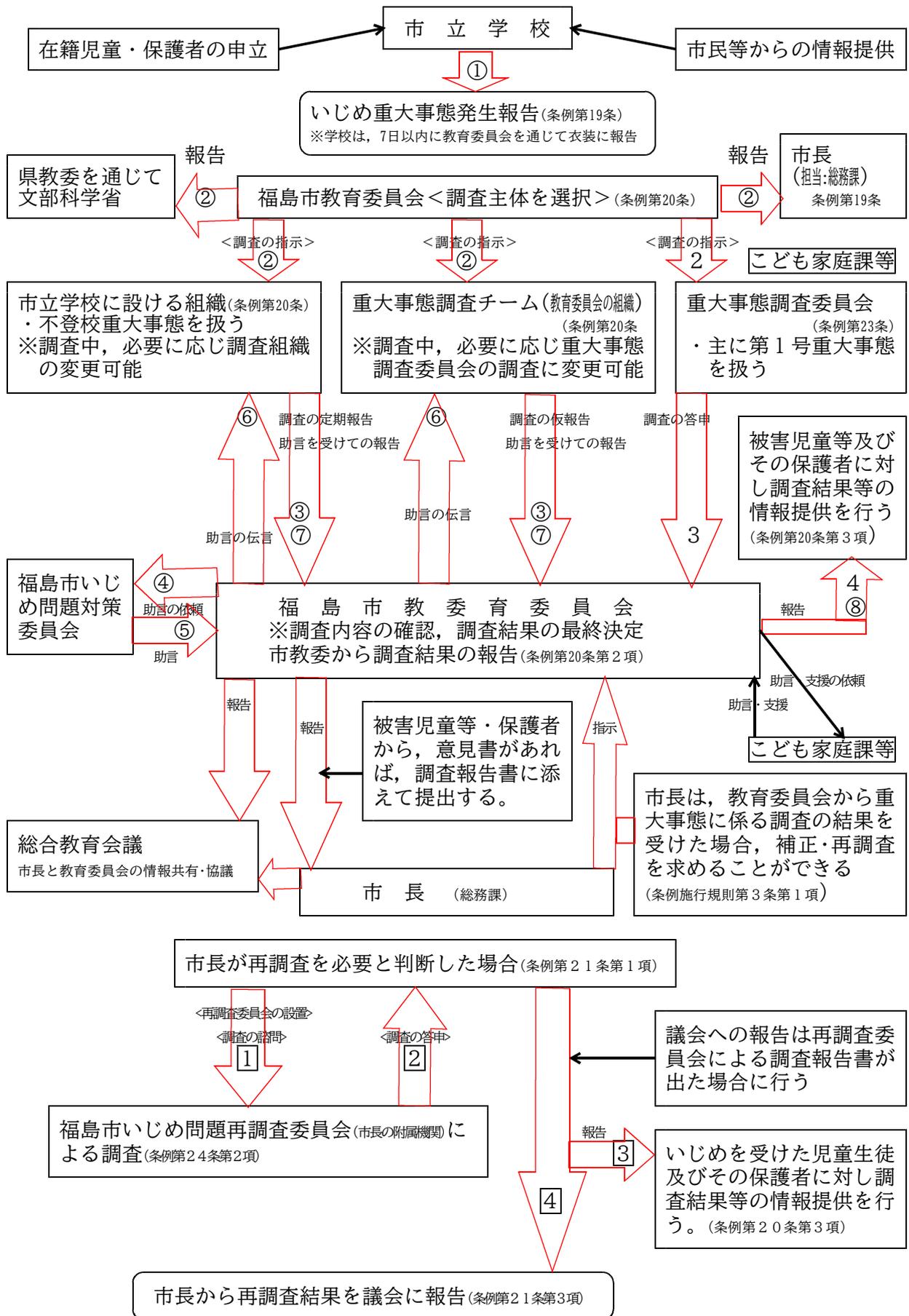
(1) 重大事態への対処

- ① いじめの事案が次の状況にある場合、重大事態として直ちに、校長は市教育委員会を通じて7日以内に市長へ報告する。また、市教育委員会が設置する調査主体、市重大事態調査委員会の調査に協力する。
 - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
 - ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合
 - その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態であるとは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。
- ② 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

(2) 重大事態対応の流れ

- ① 重大事態の発生及び疑い
 - ア 教育委員会を通じて市長に報告
上記①ア～ウ
- ② 教育委員会会議が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合
教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。
 - ア 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。
 - 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。(学校評議員、民生委員、PTA代表など)
 - イ 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。
 - 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
 - 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。
 - 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
 - 被害児童及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。
 - ウ 累積した記録を元に、調査結果を取りまとめる。
 - 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面にまとめる。
 - 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
 - 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。
 - エ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。
 - 学校は被害児童及びその保護者に調査結果を報告するが、被害児童及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。
 - オ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
 - 学校は、教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料を整理しておく。
 - 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

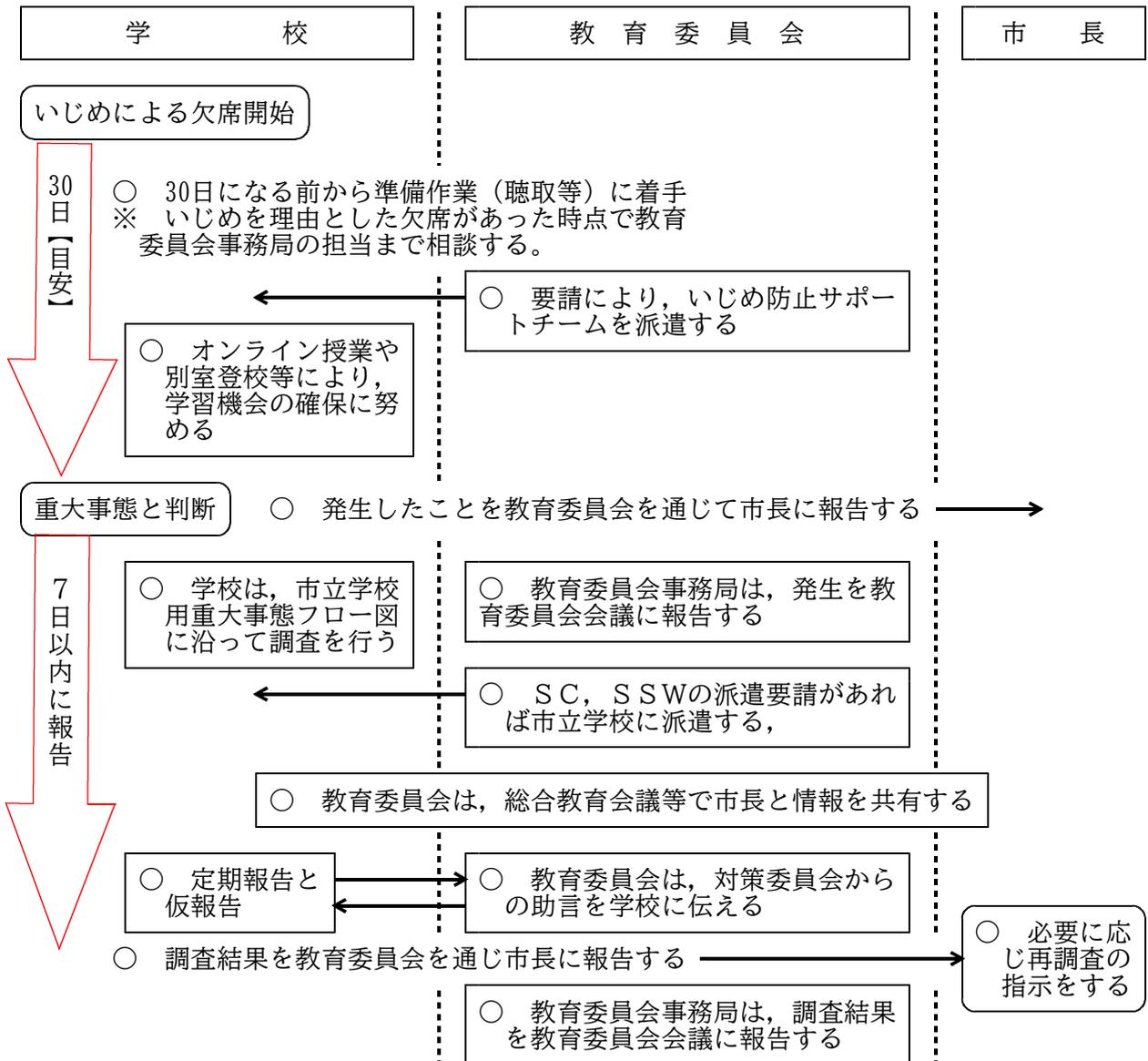
(3) 重大事態への対応フロー図



(4) 学校主体による不登校重大事態の調査

- 法第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は、その設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 1 (略)
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態に係る調査は、学校が調査にあたることを原則とする。
 (「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月)



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の括弧区復帰への支援と再発防止が主な目的となる。
- 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろん、加害児童等及びその保護者への適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行う。

5 いじめ対応年間計画

	校 内	校 外
	○ いじめを認知したら、速やかに市教委へ報告（通年）	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導全体計画の確認 ・ 「よい子の一日」「学校生活を振り返る」の確認 ・ いじめ防止基本方針の確認 ○ 学校だより，学級懇談会，PTA総会等で「学校のいじめ防止基本方針」，関係機関との連携等について説明 ○ 第2回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態確認，共通理解 ・ 連休前指導（プリント） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対応確認 ○ 公立学校教頭会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対応確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ○ 校長，教頭による教職員へのいじめに関する伝達講習 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回定期教育相談アンケートの実施 ○ 第4回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 教育相談アンケートの実施と結果の共通理解 ○ Q-Uテスト（全学年，1年生は2学期） 	○ 第1回いじめ定期調査報告
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 1学期の指導の反省と夏休みの事前指導 ・ 夏休みの過ごし方の指導（プリント） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 夏休みの生活の反省と2学期の生徒指導の重点 	○ Q-U分析結果対応策報告
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ いじめ発生時を想定した対応シュミレーション研修会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回定期教育相談アンケートの実施 ○ 第8回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 教育相談アンケートの実施と結果の共通理解 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○ あのねタイム（児童個別面談）実施 ○ 第9回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態（あのねタイム結果）把握，共通理解 ・ 冬休みの過ごし方の指導（プリント） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者個別懇談 ○ 第10回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 2学期の指導の反省と冬休みの事前指導 	○ 第2回いじめ定期調査報告
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第11回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 3学期の生徒指導の重点 ・ 今年度の協議会の持ち方の反省と次年度の計画 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回定期教育相談アンケートの実施 ○ 第12回生徒指導協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談アンケートの実施と結果の共通理解 ・ 児童の様子の実態把握，共通理解 ・ 生徒指導の反省 ・ 次年度の生徒指導全体計画の検討 ・ 学校のいじめ対応の検証と次年度引き継ぎ事項の確認 	
3		○ 第3回いじめ定期調査報告

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要が認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

令和2年3月 作成

令和5年10月 一部改正

- (2) 学校の基本方針は、ホームページ上で公開する。